

### 生協の被災地支援に関わって



#### 松岡 賢司

生活協同組合おおさかパルコープ 常務理事

「生活協同組合」は、人々が助け合い支えあって、生活を行う協同組合組織です。

いわば、協同と相互扶助の理念の下で、事業活動、くらしの助け合い活動を営んでいます。

私が、はじめて被災地支援に関わったのは、1995年の阪神淡路大震災でした。同じ関西で、隣接する神戸、京阪神地域の被災地に物資の供給やコープこうべさんの店舗の支援、全国からの生協関係者の支援の宿泊受け入れ、そして、その後の被災者へのサロン活動、見守り活動などを、はじめて、目の当たりにしました。

その当時は、生協が被災地支援に関わることの意味や関わっての課題など、ほとんど意識することなく活動に当たっていました。

それから16年後、東日本大震災が発災。

発災からちょうど1ヶ月が経過した4月初旬に、はじめて被災地である岩手県の沿岸部に足を踏み入れました。

当時は、震災支援活動の事務局のひとりとして、生協という組織でどういった支援活動ができるのか、どういう形で、どこに支援に入ることができるのか、という事前の調査がその目的でした。そこで、痛感したことの第一は、全国の少なくない生協の組織が、保守的で、他団体との連携、協同に対して、とても敷居が高いということでした。自治体や社会福祉協議会、地元のボランティアセンターとの関係は決して良好なものではない事実を痛感しました。これは、支援に入った生協がたまたまそうであったというよりも、多くの生協で共通する課題であると実感しました。特に、新参の団体や民間のNPO団体、あるいは新鋭の任意団体などからすると、生活協同組合という団体は、とてもガードが固く近寄り難い組織と映っているのではないかと実感したことが多々ありました。

このことは、その後の熊本地震（2016年）、北九州北部豪雨災害（2017年）、広島豪雨災害（2018年）でも共通して感じたことでした。生協がこれだけ大きくなり、社会的にも認知され、社会的責任も大きくなっている組織でありながら、一方で地域の小さな団体や新規のNPO団体からは、相手にしてもらえない存在と映っているように感じたこと、否、

実際相手にもしていない生協の傲慢さを何度か痛感することがありました。

被災地支援をとおして痛感した第二は、生協という組織が掲げる協同組合理念、「一人は万人のために、万人は一人のために」という理念の中に、万人を救済すべきであって、万人に優先順位や不公平を持ち込んではいけないという、公平主義、平等主義、協同組合ならではの悪しき平等論が、多くの生協にあり、自分の中にもあったということが発見できたことです。「なぜ、岩手なのか？なぜ、大槌、陸前高田なのか？」「物資の提供がなぜこの仮設住宅なのか？」こうした疑問と、目の前に限りなく延々と広がる被災地の姿に、足がすくむ思いを当時持ちました。

「みんなのために」という理念は、決して目の前のひとりだけのためではなく、公平に「みんな」に恩恵を享受できなければならないという呪縛がありました。

その時に、『運を掴む』（株タニサケ取締役会長 松岡 浩著 2011年）という一冊の冊子の中に（株）イエローハットの創業者、鍵山秀三郎さんの「ただ一人の人に正しいことをするより、幾千の人たちのことを心配することのほうが楽なのです。」という言葉が掲載されているのを読みました。イタリアの医師・作家ハンス・カルロッサの言葉を引用して、鍵山さんは「心配する、同情するだけなら、たとえ相手は何百万人いようと、誰にでも簡単にできることです。ところが、そのなかのたった一人でさえも、実際に救うとなると、なかなかできることはありません。『ただ一人の人に正しいことをする』ことから、具体的に始めたいものです」と書かれていました。

この文章に触れて、具体的に、困っている、目の前のひとりから、支援活動をすすめる決意が固まりました。「みんなのために」も、まず目の前のひとりから始めることが、結果的に「みんなのために」ということになると気づかされました。

被災地支援活動で痛感した第三は、被災地支援活動を進めるにあたっては、生協の本体の事業経営基盤がしっかりしていないと、活動は継続できないということです。

東日本大震災でも、発災当初は全国の多くの生協の支援がありました。しかし、2年経ち、5年経てば、被災地でまだまだ、直接の支援が必要であるにも関わらず、少なくない団体が被災地から撤退しました。生協も例外ではありませんでした。気持ちは続けたいが、実情は生協の本体の事業経営に余裕がないということです。いくら「協同組合」の理念を掲げ、高らかなスローガンを掲げても、事業経営に生活協同組合の支援活動は規定されているということです。

阪神淡路大震災で広がった市民ボランティア活動は、東日本大震災でさらにその輪が広がり、さらには企業ボランティアという新しい形態が誕生しました。阪神淡路大震災から3年後に特定非営利活動促進法（NPO法）が成立すると、様々なNPO組織が設立しましたが、その一方で多くのNPO団体が解散せざるを得ない現実もありました。多くのNPO

団体が、行政からの助成金や民間企業、団体、個人からの寄付に頼るという組織の弱点が、共通した課題だと言えます。

生協は、民間の企業、株式会社とは違う非営利の組織、NPO に区分されます。しかし、他の民間のNPO 団体と大きく異なる点は、生協はその事業の仕組みが確立されており、宅配事業という、収益性の高い事業システム、それは民間企業の事業スタイルにも引けをとらない独自の事業フレームが確立しているという点です。こうした事業を有するNPO 組織は、生協においては他には存在しないということです。

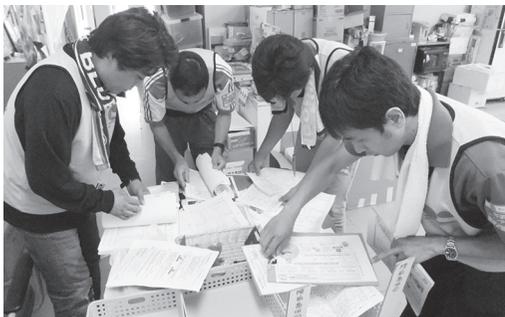
こうした、生活協同組合の強みをさらに伸ばすことが、これからの生協の被災地支援活動においてますます重要になってくると感じています。



1995年2月全国からの生協支援受け入れ



1995年阪神淡路大震災支援



2011年東日本大震災支援活動での物資供給



2011年東日本大震災支援活動での物資供給



2018年広島呉豪雨災害支援活動



2018年広島呉豪雨災害支援活動コミサガ広島メンバーと